

公 告

(九州地方整備局における交通事故等に基づく紛争解決業務に関する協定の締結)
次のとおり公告します。

令和7年 2月 7日

九州地方整備局長
森田 康夫

記

1. 協定内容
交通事故等に基づく紛争解決業務に関して基本的な事項を定める。
2. 協定期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間とする。
3. 実施範囲
九州地方整備局管内とする。
4. 協定を希望する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 当該業務に従事させる者は弁護士又は司法書士の資格を有しており、司法書士においては、司法書士法第3条第2項に該当する司法書士であること。
 - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申し立てがなされていない者又は破産手続開始の決定がなされていない者であること。
 - (4) 九州地方整備局管内に事務所があり、業務を行っていること。
九州地方整備局から要請があった場合、2日以内に業務着手ができる体制を確保できること。
 - (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者で

ないこと。

(6) 協定締結申請書関係説明資料の交付を直接受けた者であること。

5. 協定締結申請書関係説明資料の交付期間、場所及び交付方法

令和7年2月7日から令和7年2月25日までの間に九州地方整備局総務部厚生課において書面で交付する。(平日の10時00分から17時00分まで)なお、郵送による交付を希望する者は電話で申し出ること。(着払いにより送付する)

6. 提出書類

(1) 交通事故等に基づく紛争解決業務に関する協定申請書(様式1)

(2) 添付書類

① 事業概要書(様式2)又はこれに類する書類(パンフレット等)

② 履行実績(様式3)

令和元年度以降公告日までに完了した案件(交通事故関係に限る)

③ 証明書等の提出

法人…商業登記簿謄本の写し

個人…会員証の写し

※司法書士においては、法人・個人にかかわらず、司法書士法第3条第2項にかかる認定の有無が確認できる書類を提出すること。

④ 業務履行体制図(様式4)

⑤ 会則等の写し(法人の場合)

⑥ 業務実施可能な従事者数(様式5)

⑦ 料金等の見積書(様式6)

7. 協定申請書の提出期限、場所及び方法

令和7年3月11日17時00分までに九州地方整備局総務部厚生課に持参又は郵送にて提出すること。

8. その他

(1) 九州地方整備局が特に必要と判断した場合は、九州地方整備局管外への要請を行う場合がある。

(2) 個人及び弁護士事務所・司法書士事務所が協定締結を申請した場合、その所属する弁護士会や司法書士会が申請し、要件を満たしていれば、個人及び弁護士事務所・司法書士事務所とは締結しないものとする。

(3) 提出された協定申請書の内容についてヒアリングを行う場合がある。

ヒアリングの日時については九州地方整備局総務部厚生課から連絡を行う。

- (4) 協定申請書に虚偽の記載を行った場合は、当該申請書を無効とする。
- (5) 提出された協定申請書は返却しない。ただし、申請を撤回する場合は、申請書類の提出日から起算して7日（「休日」は含まない。）以内に申し出ること。
- (6) 問い合わせ先

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

九州地方整備局 総務部厚生課 厚生係長

電話：092-476-3520

FAX：092-476-3460